

国立大学法人福島大学長 殿

誓 約 書

当社は、福島大学との取引に際して、その教育研究費*1に多くの公的な資金が使用されていることを理解し、これらの不適切な使用は不正行為であることを認識し、以下の事項を遵守することを誓います。

記

1. 福島大学の会計規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 福島大学の内部監査及びその他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
3. 不正に関与した場合には、福島大学から取引停止等の処分を講じられても異議がないこと。
4. 福島大学の教職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、通報窓口*2へ通報すること。

令和 年 月 日

(会社名等)

印

* 1 教育研究費とは、福島大学において機関経理する全ての経費をいう。

* 2 通報窓口（外部）：弁護士法人鈴木芳喜法律事務所

〒960-8111 福島県福島市五老内町 6 - 9

電話：024-533-3227

E-mail：info@suzukiyoshiki-lawoffice.com

受付時間：月曜日から金曜日の 9:00-17:00（祝日及び年末年始を除く。）